平成２５年（フ）第２２９号
千葉県四街道市大日390番地　第２藤原ハイツ103
債務者　中村　正雄
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１３２号
千葉県大網白里市みやこ野１丁目５番地23
債務者　今井　史久
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第９２号
岐阜県大垣市割田町504番地１　サンシティ早野Ａ202号室
債務者　野村　勝人
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第２７１号
高知市一宮東町１丁目23番47－２号　アプローズじんＢ102
債務者　市川真由美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７５号
高知市仲田町１番３号　サンビレッジｆ－Ａ－201号
債務者　衛藤　由美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２８０号
高知県南国市駅前町４丁目６番27－８号
債務者　小島　繁治
1　決定年月日時　平成25年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第７８７号
東京都八王子市明神町３丁目11番２－304号
債務者　田村　克己
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第８０４号
東京都武蔵野市関前４丁目11番12号
債務者　村永いぶき（旧姓向山）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月21日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７３３号
東京都昭島市田中町３丁目５番11－401号
債務者　荒　ひかる（旧姓河崎）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２３号
釧路市東川町19番11号
債務者　飯嶋　梓
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１６１９号
横浜市鶴見区佃野町24番20号　フローラ鶴見103
債務者　中尾　友枝
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６２８号
横浜市南区堀ノ内町１丁目８番地１　川崎アパート202
債務者　石田　毅
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１６４０号
横浜市戸塚区平戸町1174番地１　県営平戸高層アパート３棟906号
債務者　岩崎三知子（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７１９号
横浜市港南区丸山台４丁目９番12号　吉川ビル202
債務者　内田　由美
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２３号
東京都町田市小山町219番地１パークフルール206
債務者　須山　尚枝
1　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４４３号
大阪府守口市八雲東町２丁目33番20号
債務者　榎本　真実
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係